

任意継続被保険者の方へ

FWD 生命保険健康保険組合

任意継続被保険者制度の法改正のご案内

日頃は当健康保険組合の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、健康保険法の改正により、任意継続被保険者制度の改正が令和4年1月より施行されますのでご連絡申し上げます。

つきましては、下記に改正内容を掲載いたしますのでご確認ください。

記

改正点：任意継続被保険者資格喪失事由の追加

《任意継続被保険者資格喪失事由》

改正前	改正後
① 任意意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき	① 任意意継続被保険者となった日から起算して <u>2年</u> を経過したとき
② 死亡したとき	② 死亡したとき
③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき	③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
④ 被保険者となったとき	④ 被保険者となったとき
⑤ 船員保険の被保険者となったとき	⑤ 船員保険の被保険者となったとき
⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき	⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき
	⑦ <u>資格喪失を希望する旨を所定の申請書（※1）を用いて保険者に申し出たとき（※2）</u>

（※1）任意継続資格取得時に同封しております『任意継続被保険者資格喪失申出書』をお使いください。

当組合のホームページよりダウンロードが可能ですので印刷してお使いいただいても構いません。

（※2）申出が受理された日の属する月の翌月1日で喪失になります。受理後の取り消しはできません。

資格喪失後は、当組合の健康保険証は利用できません。資格喪失後5日以内に返却してください。

<例> 1月18日 任意脱退のお申し出（任意継続被保険者資格喪失申出書の到着）

→ 2月1日 資格喪失

以上